

製品輸出、海外の規格の相談は MTEPで!!

MTEP(広域首都圏輸出製品技術支援センター)では、企業の皆さまが海外に製品を輸出する際の「規格」の相談をお受けしています。今回は、MTEPのサービス内容をご紹介します。

■ MTEPとは

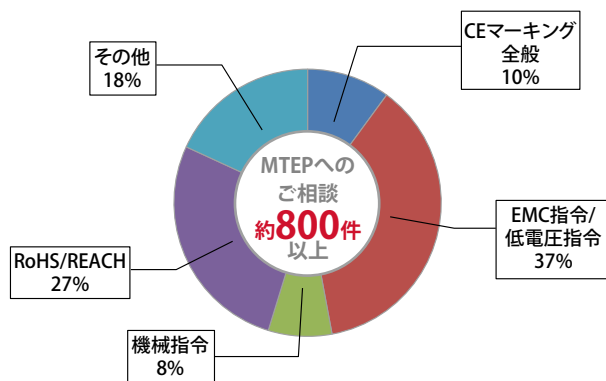
MTEPは、平成24年10月に1都4県(東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、長野県)の公設試験研究機関(以下公設試)が連携して開設した、中小企業のための海外展開支援サービスです。現在は、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県の公設試を加え1都9県で共同運営しており、本部を都産技研本部に設置しています。

MTEPでは、中小企業の皆さまが、製品を海外へ輸出するときに必要となる規格についてのご相談をお受けしています。具体的には次の4つの活動を進めています。

- 1) 海外規格の閲覧サービス
- 2) 海外規格の相談サービス
- 3) 海外規格対応試験サービス
- 4) 海外規格の設計支援、情報発信

■ MTEPの実績

平成24年10月の開設以来、約800件以上の相談が寄せられました。CEマーキングおよび化学物質(特にRoHS)に関するご相談が全体の80%を占めています。



■ ご利用に当たって

設計者の皆さまから、「勉強の時間が取れない」、「会社の理解を得られない」、「規格書が買ってもらえない」という声を多く聞きます。輸出時の海外規格対応は、組織全体での課題であ

■ MTEPへの相談事例

MTEPへいただいたご相談の中から3つの特徴的な事例をご紹介します。

相談1 海外から引き合いがあったので、日本向けにつくった自社計測機器をドイツへ輸出したい。

回答1 ドイツへの輸出はCEマークの対象となります。製品仕様を低電圧指令やEMC指令に適合させる必要があります。日本の規格でつくった製品は、多くの場合、設計変更が生じます。その分、工数や費用がかかります。輸出しようとする製品はあらかじめ海外規格に併せて設計しておくことが重要です。

相談2 輸出しようとして通関時に止められた。どうしたら良いか。

回答2 国によって、その国の適合規格に合致させた設計や試験が必要です。中国はCCCマーク、韓国はKCマークなどと、あらかじめ仕向国の試験所で認定を受け、製品に所定のマークを貼付する必要がある国があります。

相談3 CEマーキング対応の技術文書はつくっている。今回、RoHS対応してほしいと言われたが、どうしたらよいか。

回答3 平成25年1月よりヨーロッパ向け電子機器に化学物質規制(RoHS指令)が適用になりました。非含有証明書やサプライヤー評価、品質管理体制の証明等の情報を技術文書に盛り込むことになりました。RoHSへの対応は会社をあげて取り組む必要があります。

り、企業の経営者自ら対応に乗り出す必要があります。

MTEPでは、輸出時の規格に関するご相談をお受けしています。MTEPホームページからお問い合わせください。

MTEP(広域首都圏輸出製品技術支援センター)
<http://www.iri-tokyo.jp/mtep/index.html>

輸出製品技術支援センター (本部)
西野 義典 TEL 03-5530-2126
E-mail: nishino.yoshinori@iri-tokyo.jp